

■ 会議の公開

けんこうシップさせぼ 21 推進会議条例第 6 条の 2
佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例第 17 条の 2
佐世保市食育推進会議条例第 6 条の 2

傍聴

会議は、傍聴の方法により公開する。委員の一部または全部がウェブ会議の方法により参加する場合であっても、会議の公開は、傍聴の方法により行うこととし、会場の都合により、同一の場所に傍聴席を設けることができない場合には、別室に、インターネットを通じて会議の映像及び音声を同時に視聴する方法（以下、「インターネット視聴」という。）による傍聴ができる場所を設けるものとする。事務局が設置する場所以外での配信等によるインターネット視聴は認めない。

- (1) 傍聴は、物理的に会議の開催される場所での傍聴、及び事務局が設置する場所でのインターネット視聴による傍聴をいう。
- (2) 傍聴を認める定員については、会場の規模その他の事情を考慮して、予め決定を行い、市のホームページにおいて周知する。
- (3) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始予定時刻の 30 分前から開始予定時刻 15 分前までの間に、会議が開催される場所において傍聴の申し込みを行い、会長の許可を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者が、報道機関の場合、会議開催前日までに、事務局へ事前申し込みをしなければならない。
- (4) 傍聴の申し込みが多数の場合は、抽選を行う。
- (5) 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

ア 危険物、動物（身体障害者補助犬法第 2 条に定義される補助犬を除く）、拡声器又は笛、太鼓等の楽器類、その他会議の妨げになると認められる器物を所持している者。

イ 鉢巻き、腕章、タスキ、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等を掲出している者。

ウ 酒気を帯びていると認められる者。

エ このほか、会場の秩序を乱し又は、会議の支障となる行為をするおそれがあると認められる者。

オ 感染症の感染予防として実施する措置等に従わない者。

- (6) 会議の傍聴の許可を受けた傍聴者は、事務局の職員の指示に従い会場に入場するものとする。
- (7) 傍聴者は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、エに掲げる事項については、事前に申し出て会長の許可を受けたときは、この限りではない。
 - ア 危険物、動物（身体障害者補助犬法第 2 条に定義される補助犬を除く）、拡声器又は笛、太鼓等の楽器類その他、会議の妨げになると認められる器物を持ち込まないこと。

- イ 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章、タスキ、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと。
 - エ 写真撮影、録画及び録音は行わないこと。
 - オ 私語は慎み、携帯電話などの受信音、操作音等を鳴らさず、静粛にすること。
 - カ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - キ このほか、会場の秩序を乱し又は、会議の支障となる行為をしないこと。
- (8) 会長は、傍聴者が(7)に違反したと認めるときは、違反者に注意し、違反者がこれに従わないときは、その者を退場させることができる。